

第73回 税理士試験

〔法人税法〕

解答・解説レジュメ

第 7 3 回 税 理 士 試 験 法 人 税 法

●はじめに

今回の本試験は、理論は多くの受験生が苦手とする論点で難易度が高い問題であった。計算は量が多く、すべての問を解答することは難しい問題であった。理論で規定を中心に満遍なく解答したうえで、計算で取れる部分をいかにケアレスミスなく解答できたかがポイントとなる。

Z-73-D〔第一問〕解 答

(法人税法)

問 1 (1) 4

内国法人である普通法人又は協同組合等のうち、次のいずれにも該当しない法人
① 清算中の法人
② 普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間にその普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人
③ 通算制度の取りやめ等の承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
④ その他一定の法人

問 1 (2) ① 3

通算子法人となることができる法人は、通算親法人となる法人による完全支配関係（通算除外法人及び外国法人が介在しない一定の関係に限る。）がある内国法人に限られるため、外国法人にその発行済株式の一部を保有されている内国法人である株式会社は通算子法人となることはできない。

問 1 (2) ② 3

一般財団法人は株式を発行する法人又は出資を受ける法人には該当しないため、一般財団法人に対して財産を拠出していても発行済株式又は出資を保有していることにはならず、通算親法人となる法人による完全支配関係がある内国法人とはならないため、通算子法人となることができない。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(法人税法)

問 1 (3)

1. 損益通算による損金算入⁵

通算法人の所得事業年度終了の日（以下「基準日」という。）においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、損金の額に算入する。

2. 用語の意義

(1) 所得事業年度 1

通算前所得金額の生ずる事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）を
いう。

(2) 通算前欠損金額

損益通算前の欠損金額をいう。

(3) 通算対象欠損金額 2

① 他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前欠損金額の合計額 (③を超える場合には超える部分を控除した金額) × $\frac{\text{② 通算法人の所得事業年度の通算前所得金額}}{\text{③ 通算法人の所得事業年度及び他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額}}$

P社の基準日においてP社との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度である令和5年度において通算前欠損金額が生ずるため、P社の令和5年度の通算対象欠損金額7,500,000円は、損金の額に算入する。2

なお、期限内申告書を提出しなかったものに係る通算前所得金額及び通算前欠損金額は零となる。

(法人税法)

問 1 (4)

1．損益通算による損金算入

通算法人の所得事業年度終了の日（以下「基準日」という。）においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合には、その通算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、損金の額に算入する。

2．損益通算の遮断措置⁵

上記1．を適用する場合において、通算事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額がその通算事業年度の確定申告書に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額（以下「当初申告通算前所得金額」又は「当初申告通算前欠損金額」という。）と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前所得金額と、当初申告通算前欠損金額を通算前欠損金額と、それぞれみなす。

3．用語の意義（通算事業年度）¹

通算法人の所得事業年度もしくは他の通算法人の基準日に終了する事業年度又は通算法人の欠損事業年度若しくは他の通算法人の基準日に終了する事業年度をいう。

通算事業年度の通算前所得金額がその通算事業年度の当初申告通算前所得金額と異なるため、当初申告通算前所得金額を通算前所得金額とみなして上記1．の規定を適用する。³

したがって、P社の基準日においてP社との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度である令和5年度において通算前欠損金額が生ずるため、P社の令和5年度の通算対象欠損金額7,500,000円は、損金の額に算入する。¹

(法人税法)

問 1 (4) (続き)

問 2

1. 損金不算入2
法人の各事業年度において、その法人の対象純支払利子等の額がその事業年度の調整所得金額の20%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。
2. 適用除外1
上記 1. の規定は、対象純支払利子等の額が2,000万円以下の場合その他一定の場合には、適用しない。
3. 用語の意義
(1) 対象純支払利子等の額1
その事業年度の対象支払利子等の額の合計額（以下「対象支払利子等合計額」という。）からその事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額
(2) 対象支払利子等の額1
支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額
(3) 対象外支払利子等の額1
支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額等

(法人税法)

問 3

1. 個別評価
(1) 損金算入 ²
下記 2. の内国法人が、個別評価金銭債権の損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その金額のうち、個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
(2) 繰入限度額 ²
次の事実に応じその金額とする。
更生計画認可の決定等の事由に基づいて弁済が猶予又は賦払弁済とされること
… 金銭債権の額のうち、その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過する日までに弁済される金額以外の金額
2. 適用対象法人 ²
上記 1. の規定は、次の内国法人に適用がある。
(1) 普通法人のうち期末資本金の額が 1 億円以下であるもの（期末に大法人による完全支配関係がある普通法人その他一定の普通法人を除く。）その他一定の法人
(2) 銀行、保険会社、これらに準ずる内国法人
(3) 売買とされるリース取引のリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人等
(注) 大法人とは、資本金の額が 5 億円以上である法人等をいう。
A 社は当期末の資本金の額が 1 億円以下で、大法人による完全支配関係がないため、貸倒引当金の適用対象法人に該当する。 ¹
適用対象法人である A 社が、個別評価金銭債権の損失の見込額として、当期に損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、個別貸倒引当金繰入限度額（更生計画認可の決定等の事由に基づいて賦払弁済とされるため、金銭債権の額のうち、その事由が生じた当期末の翌日から 5 年を経過する日までに弁済される金額以外の金額）20, 000, 000 円に達するまでの金額 20, 000, 000 円は、当期の損金の額に算入する。 ²
また、A 社の有する金銭債権の額につき、更生計画認可の決定があったため、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額 160, 000, 000 円は、当期の貸倒れとして損金の額に算入する。 ¹

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問1の(1)、問2、問3は理論マスターの暗記を前提として、正確な記載が必要である。また、問1の(2)の②と(3)の金額算定は覚えている受験生は少ないと予想されるので解答できなくても問題はないが、問1の(2)の①の結論と(4)の規定については正解したい論点であった。

ボーダー 34点以上
合格確実 40点以上

▶解答への道◀

問1

通算親法人となる法人及び損益通算の規定については正確に解答できてほしい。外国法人に発行済株式の一部を保有されている法人が通算子法人となるかどうかの結論と、損益通算の遮断措置の規定だけでも解答できたかどうかのポイントとなる。

なお、(1)の「その他一定の法人」については、次のものも別解となる。

- ① 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- ② 青色申告の取りやめの届出書を提出した日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- ③ 投資法人
- ④ 特定目的会社
- ⑤ 法人課税信託の受託法人

また、(3)の損益通算による損金算入額は下記の算式により計算される。

- ① 損益通算の対象となる金額

通算前所得金額	通算前欠損金額
15,000,000円+5,000,000円=20,000,000円	10,000,000円
∴ 10,000,000円	
② 10,000,000円 × $\frac{15,000,000円}{15,000,000円+5,000,000円}$ =7,500,000円	

問2

過大支払利子税制についての基本的な問題であった。損金不算入について確実に解答できてほしい。

問3

金銭債権の貸倒れについての基本的な問題であった。個別貸倒引当金について、適用対象法人に該当するか否かも含め、正確に解答できてほしい。

Z－73－D〔第二問〕解 答

(法人税法)

問 1

【資料 1】(1)及び(2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
納税充当金支出事業税等 4,337,000 (減算・留保) 1	1 納税充当金支出事業税等 $13,000,000 - 7,976,800 - 122,300 - 563,900 = 4,337,000$
仮払租税公課認定損 5,818,900 (減算・留保) 1	2 損金経理住民税 $61,100 + 281,900 = 343,000$
損金経理法人税等 3,988,200 (加算・留保) 1	3 損金経理附帯税等 $100,000 + 30,000 + 50,000 = 180,000$
損金経理住民税 343,000 (加算・留保) 1	
損金経理附帯税等 180,000 (加算・社外流出) 1	
損金経理納税充当金 90,000 (加算・留保) 1	
損金経理交通反則金 12,000 (加算・社外流出) 1	
役員給与の損金不算入額 25,000 (加算・社外流出) 1	

(法人税法)

【資料 2】(1) 及び(2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
受取配当等の益金不算入額 6,435,000 (減算・社外流出) 1	1 みなし配当 (1) 交付金銭等 180,000×100株=18,000,000 (2) 資本金等の額 $75,000,000 \times \frac{100\text{株}}{1,000\text{株}} = 7,500,000$ (3) (1)－(2)=10,500,000 1
法人税額控除所得税額 2,235,479 (加算・社外流出) 1	2 受取配当等の益金不算入額 (1) 配当等の額 ① 完全子法人株式等 800,000 ② その他株式等 600,000＋150,000＋10,500,000＝11,250,000 ③ 非支配目的株式等 (45,000－45,000) ＋50,000＝50,000 1 ※ C社株式は短期保有株式等に該当するため、益金不算入の適用はない。 (2) 益金不算入額 800,000＋11,250,000×50%＋50,000×20%＝6,435,000
D社株式計上もれ 132,000 (加算・留保) 1	3 法人税額控除所得税額 (1) 株式出資 (所有期間から明らかに簡便法有利) $122,520 \times \frac{1}{2} (0.500) + 9,189 \times \frac{1}{2} (0.500) + 30,630 \times \frac{1}{2} (0.500)$ +10,210＝91,379 (2) その他 180,000×100株－15,855,900＝2,144,100 1 (3) (1)＋(2)＝2,235,479
外国子会社から受ける配当等 の益金不算入額 2,090,000 (減算・社外流出) 1	4 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額 2,200,000－2,200,000×5%＝2,090,000
外国源泉税の損金不算入額 220,000 (加算・社外流出) 1	

(法人税法)

【資料 2】(1) 及び(2) (続き)

--	--

【資料 3】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(H氏) 役員給与の損金不算入額 20,000,000 (加算・社外流出) 1	1 H氏 (1) 弔慰金 税務上相当と認められるため、税務上調整すべき金額がない。 (2) 役員退職給与 $50,000,000 - 30,000,000 = 20,000,000$
(I氏)	2 I氏 (1) 令和5年11月までの月額500,000円及び同年12月以降の月額1,200,000円 代表取締役社長への就任は臨時改定事由に該当する。改定前後の各支給時期に おける支給額が同額であるため、定期同額給与となり、税務上調整すべき金額が ない。1 (2) 家賃15万円 継続的に供与される経済的な利益のうち、その額が毎月おおむね一定であるも のであるため、定期同額給与となり、税務上調整すべき金額がない。1
(J氏) 役員給与の損金不算入額 7,200,000 (加算・社外流出) 2	3 J氏 (1) 賞与 株主総会の決議日から1月を経過する日までに事前確定届出給与の届出を行 っていないため、1,200,000円は事前確定届出給与に該当しない。 (2) 低額譲渡 $48,000,000 - 42,000,000 = 6,000,000$ (3) (1)+(2)=7,200,000

(法人税法)

【資料3】(続き)

(K氏) 役員給与の損金不算入額 1,000,000 (加算・社外流出) 2	4 K氏 (1) 同族会社の判定 $\frac{800株+150株+50株}{1,000株} = 100\% > 50\% \therefore \text{同族会社}$ (2) 使用人兼務役員の判定 50%超 10%超 5%超 × — — $\therefore$ 使用人兼務役員 (3) 役員給与の損金不算入額 $(500,000 - 300,000) \times 5月 = 1,000,000$ 5 L氏 使用人であった者が役員となった場合において、その直後にその者に対して支給した賞与の額のうちその使用人であった期間に係る賞与の額として相当であると認められる部分の金額は、使用人に対して支給した賞与の額として認められる。したがって、税務上調整すべき金額がない。1
--	---

【資料4】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・社外流出の別)	計 算 過 程
(建物M) 減価償却超過額 8,882,100 (加算・留保) 1	1 建物M $(1,010,500 + 8,800,000) - (160,000,000 + 8,800,000) \times 0.033 \times \frac{2}{12} = 8,882,100$
(建物N) 減価償却超過額 93,051 (加算・留保) 1	2 建物N $700,000 - (10,037,279 + 250,000) \times 0.059 = 93,051$
(構築物O) 減価償却超過額 25,476 (加算・留保) 1	3 構築物O (1) 償却限度額 ① $1,019,154 \times 0.133 = 135,547$ ② $4,000,000 \times 0.04565 = 182,600$ ③ ① < ② $\therefore 1,220,450 \times 0.143 = 174,524$ (2) 償却超過額 $200,000 - 174,524 = 25,476$

(法人税法)

【資料4】(続き)

(機械装置P) 特別勘定積立金取崩 8,000,000 (加算・留保) 1 特別勘定積立金積立超過額認容 380,000 (減算・留保) 1 減価償却超過額 402,032 (加算・留保) 1 (機械装置Q) 特別償却準備金積立 10,500,000 (減算・留保) 1 減価償却超過額 1,617,292 (加算・留保) 1 (器具備品R)	4 機械装置P (1) 特別勘定積立金 ① 前期 $8,000,000 - 7,620,000 = 380,000$ (超過) ② 当期 $7,620,000 - 8,000,000 = \triangle 380,000 \leq 380,000 \quad \therefore 380,000$ (認容) (2) 圧縮超過額 ① 圧縮限度額 $7,620,000 \times \frac{11,191,875}{11,430,000} = 7,461,250$ ② 圧縮超過額 $7,000,000 - 7,461,250 = \triangle 461,250 \quad \therefore$ 処理なし 1 (3) 償却限度額 ① $(11,191,875 - 7,000,000) \times 0.250 = 1,047,968$ ② $(11,430,000 - 7,000,000 \times \frac{11,430,000}{11,191,875}) \times 0.07909 = 338,589$ ③ ① $\geq$ ② $\therefore 1,047,968$ (4) 償却超過額 $1,450,000 - 1,047,968 = 402,032$ 5 機械装置Q (1) 特別償却準備金 $10,500,000 - (35,000,000 + 1,430,000) \times 30\% = \triangle 429,000 \quad \therefore$ 処理なし 1 (2) 償却限度額 ① $(35,000,000 + 1,430,000) \times 0.250 = 9,107,500$ ② $(35,000,000 + 1,430,000) \times 0.07909 = 2,881,248$ ③ ① $\geq$ ② $\therefore 9,107,500 \times \frac{7}{12} = 5,312,708$ (3) 償却超過額 $(5,500,000 + 1,430,000) - 5,312,708 = 1,617,292$ 6 器具備品R $70,000 < 100,000$ 取得価額が10万円未満の場合の少額の減価償却資産の損金算入からは貸付けの用に供したものが除かれているが、主要な事業として行われるものは損金算入される。 従って、$70,000 \text{円} \times 10 \text{台} = 700,000 \text{円}$が損金算入され、税務上調整すべき金額がない。 1
---	---

(法人税法)

【資料4】(続き)

(器具備品S) 減価償却超過額 1,361,720 (加算・留保) 1 (器具備品T) 一括償却資産損金算入限度超過額 1,056,000 (加算・留保) 1	7 器具備品S (1) 償却限度額 ① $98,000 \times 0.333 = 32,634$ ② $98,000 \times 0.09911 = 9,712$ ③ ① $\geq$ ② $\therefore 32,634 \times \frac{11}{12} \times 20 \text{台} = 598,280$ (2) 償却超過額 $1,960,000 - 598,280 = 1,361,720$ 8 器具備品T $1,584,000 - 1,584,000 \times \frac{12}{36} = 1,056,000$
--	---

【資料5】

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
交際費等の損金不算入額 336,600 (加算・社外流出) 1	1 支出交際費等の額 $9,190,000 - 190,000 - 26,400 - 637,000 = 8,336,600$ 1 2 損金不算入額 ※ $8,336,600 - 8,000,000 = 336,600$ ※ $2,386,000 \times 50\% < 8,000,000 \times \frac{12}{12} \therefore 8,000,000$ ~~~~~ 1

(法人税法)

問 2 (2)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び留保・ 社外流出の別)	計 算 過 程
(U社) 寄附金の損金不算入額 15,000,000 (加算・社外流出) 2 寄附金認容 15,000,000 (減算・留保)	1 U社 (1) 支出寄附金の額 (完全) 35,000,000－20,000,000＝15,000,000
(W社) 受贈益の益金不算入額 15,000,000 (減算・社外流出) 2 譲渡損益調整勘定繰入額 3,200,000 (減算・留保) 2	2 W社 (1) 受贈益の額 35,000,000－20,000,000＝15,000,000 (2) 譲渡損益調整資産 20,000,000－16,800,000＝3,200,000

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

基本論点を中心であるが、全体的にボリュームが多く、ミスを誘発しやすい問題もあるため、満遍なく解答した上で、いかにミスをなくして解答できたかがポイントとなる。また、加算・減算の別及び留保・流出の別など、試験委員の指示に従い、正確に解答することも重要である。

ボーダー 30点以上

合格確実 38点以上

▶解答への道◀

問 1

資料 1 租税公課

- (1) 固定資産税の未払金、社会保険料の延滞金、印紙税（過怠税を除く。）、不動産取得税については損金算入となる。
- (2) 納税充当金支出事業税等4,337,000（減算・留保）については、次の別解も認められる。
納税充当金支出事業税等2,975,600（減算・留保）、納税充当金戻入益認容1,361,400（減算・留保）

資料 2 受取配当金及び源泉所得税

有価証券を取得するために要した名義書換料の額は、有価証券の取得価額に含めないことができる。

資料 3 役員給与

- (1) 弔慰金等の名義で支出した金額であっても、税務上相当と認められるものは損金の額に算入される。
- (2) K氏に対する役員給与の額のうち6～7月分の給与500,000円×2月=1,000,000円は、前期の定時株主総会で決議されており、定期同額給与に該当するため、損金の額に算入される。

資料 4 減価償却

- (1) 建物Mについて、不動産取得税及び落成式の費用は、減価償却資産の取得価額に含めないことができる。
- (2) 器具備品Rについて、企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為は、主要な事業として行われるものに該当する。

問 2 寄附金、グループ法人税制

- (1) U社がV社に対して行った債権放棄は、相当な理由なく行われたものであるため寄附金の額に該当し、損金算入限度額を超える部分の金額は損金の額に算入されない。
- (2) U社とW社との間には法人による完全支配関係がある。したがって、寄附金の額は損金の額に算入されず、受贈益の額は益金の額に算入されない。また、譲渡損益調整資産を譲渡しているため、譲渡益の繰延べを行う。

●おわりに

第一問については、条文の正確な暗記したうえで、解答要求に対し適切に解答できていたかがポイントとなる。

第二問については、基本的な論点をケアレスミスなく得点を重ねられたかがポイントとなる。
理論と計算の合計点として64点程度がボーダーライン、78点程度が合格確実ラインと思われる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デジタル教材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

